



令和8年 7月 1日  
高知河川国道事務所

## 令和8年度 物部川・仁淀川水系安全利用推進連絡会の 開催について

～水難事故防止活動に係る意見交換を行います～

「物部川・仁淀川水系安全利用推進連絡会」は物部川水系及び仁淀川水系に係る関係機関の連絡調整を図り、河川利用者の川の水難事故リスクの理解・危険回避能力の習得、河川利用者が安心・安全に利用できる河川空間の創出により水難事故の防止を図ることを目的に設置された連絡会です。

今年度においても河川利用が多い期間を迎えることから、各機関との連絡体制、水難事故防止の啓発活動等について確認、情報共有を行うため、下記日時に「令和8年度 物部川・仁淀川水系安全利用推進連絡会」を開催し、今後の水難事故防止活動に係る意見交換を行います。

### 記

「令和8年度 物部川・仁淀川水系安全利用推進連絡会」

開催日時：令和8年7月7日（火）14：00～

開催場所：高知河川国道事務所 4階会議室（WEB会議併用）

別紙1は規約、別紙2は報告予定である取組内容の一部です。

### 【報道関係者様】

※取材を希望される方は以下の必要事項をメール本文に記入の上、  
7月3日（金）の12時までにメールにてお申し込みください。

必要事項：貴社名・連絡先（TEL、E-mail）・取材者氏名・人数

申込み先：[skr-kouchi52@mliit.go.jp](mailto:skr-kouchi52@mliit.go.jp)

※「★」を「@」に置き換えて送信してください。

本施策は、四国圏広域地方計画「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

### 【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所

電話 088-833-0111（代表）

副所長（技術）

とやま さだお  
外山 定夫

●河川管理課長

いりほし りょうすけ  
入星 亮介

●：主な問い合わせ先

## 物部川・仁淀川水系安全利用推進連絡会 規 約

(名称)

第1条 本会は「物部川・仁淀川水系安全利用推進連絡会」(以下「連絡会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本連絡会は物部川及び仁淀川水系に係る関係機関の連絡調整を図り、河川利用者の川の水難事故リスクの理解・危険回避能力の習得、河川利用者が安心・安全に利用できる河川空間の創出により水難事故の防止を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 連絡会は会長、副会長、委員をもって組織し、その組織は別表－1のとおりとする。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、連絡会を代表し会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長が不在のときは、会長の職務を代行する。

3. 会長及び副会長は互選によるものとする。

(業務)

第5条 連絡会は第2条の目的を達成するために、次の内容を行う。

- 一 水難事故防止講習会の実施方針に関する調整
- 二 水難事故防止に関する講師の育成及び派遣
- 三 水難事故防止に関する各施策の推進
- 四 危険箇所の把握及び情報共有の推進
- 五 事故発生時の情報共有を図るための連絡調整
- 六 前各号に掲げるものの他、第2条の目的を達成するために必要な内容

(会議)

第6条 連絡会は必要により会長が招集する。

1. 連絡会には、必要に応じ関係機関の各担当者等の出席を求めることができる。

(任期)

第7条 会長、副会長及び各委員の任期はその職にある期間とする。

(事務局)

第8条 本連絡会の事務を処理するため、事務局を高知河川国道事務所河川管理課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか連絡会の運営に関して必要な事項は会長が連絡会に諮って定めるものとする。

附則 この規約は平成22年3月9日から施行する。  
平成25年8月7日改正(第7条)

補足 委員は役職指定とし、組織再編等に伴った別表－1の改正は、連絡会への報告をもって規約改正がなされたものとする。

## 第 3 条の組織

## 【委員】

| 役 職 | 組 織 名（役職名）                 |
|-----|----------------------------|
| 会 長 | 国土交通省 高知河川国道事務所 副所長（技術）    |
| 副会長 | 高知県土木部 河川課 課長補佐            |
| 委 員 | 高知県危機管理部 消防政策課 課長補佐        |
| 委 員 | 高知県中央東土木事務所 河港管理課長         |
| 委 員 | 高知県中央西土木事務所 維持管理課長         |
| 委 員 | 高知県教育委員会事務局 学校安全対策課長       |
| 委 員 | 東部教育事務所 所長                 |
| 委 員 | 中部教育事務所 所長                 |
| 委 員 | 高知県警察本部 生活安全部 地域課 企画担当課長補佐 |
| 委 員 | 南国警察署 地域課長                 |
| 委 員 | 土佐警察署 地域課長                 |
| 委 員 | 南国市 危機管理課長                 |
| 委 員 | 香南市 防災対策課長                 |
| 委 員 | 香美市 防災対策課長                 |
| 委 員 | 土佐市 防災対策課長                 |
| 委 員 | いの町 総務課 危機管理室長             |
| 委 員 | 日高村 総務課危機管理室長              |
| 委 員 | 高知市消防局 警防課 課長補佐            |
| 委 員 | 南国市消防本部 警防課長               |
| 委 員 | 香南市消防本部 警防課長               |

—

| 役 職 | 組 織 名 （役職名）              |
|-----|--------------------------|
| 委 員 | 香美市消防本部 消防課 消防課課長補佐兼警防係長 |
| 委 員 | 土佐市消防本部 警防課長             |
| 委 員 | 仁淀消防組合消防本部 警防課長(署長)      |
| 委 員 | 国土交通省 高知河川国道事務所 物部川出張所長  |
| 委 員 | 国土交通省 高知河川国道事務所 仁淀川出張所長  |

# 水難事故防止のための啓発活動(いの町波川)

別紙2

## 場所



近年の河川利用者が増加する中、令和7年度は仁淀川において水難事故が発生している状況を踏まえ、河川利用者が多いと考えられる、夏休み中に啓発活動を実施。

1. 日時 : 令和7年8月15日(金) 9:30～
2. 場所 : 波川公園駐車場(高知県吾川郡いの町)
3. 参加機関 : 仁淀消防組合消防本部、高知県警、土佐警察署  
高知県、いの町、高知河川国道事務所

## 活動内容説明



一般の河川利用者への啓発活動の様子

